皇室事項

御祝電

天皇陛下は、モンテネグロ国大統領フィリップ・ブヤノビッチ閣下の大統領再任につき、五月二十日御祝電を発せられた。

官庁発表

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十五年五月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成25年３月19日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
福島県知事(3)第01841号	アイタ
福岡県知事(1)第08668号	さんまる商事

平成25年３月19日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
京都府知事(4)第03142号	ゆうゆうファイナンス
東京都知事(2)第30931号	日本和装クレジット株式会社
愛媛県知事(9)第00943号	ひめぎん総合リース株式会社
和歌山県知事(4)第01360号	有限会社イッキファイナンス
東京都知事(1)第31450号	株式会社ＣＫファイナンス
福岡県知事(10)第00708号	飯塚ショッピング信販株式会社
鹿児島県知事(8)大支第00116号	株式会社新都コーポレーション
東京都知事(1)第31360号	ＳＢＩソーシャルレンディング株式会社

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成25年３月１日	東京都知事(1)第31381号	サムティアセットマネジメント株式会社（燦アセットマネージメント株式会社）
平成25年３月15日	宮城県知事(2)第02272号	後藤浩二（プロフィットファイナンス）

平成25年４月23日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
千葉県知事(7)第02269号	まことや
中国財務局長(8)第00083号	株式会社天満屋ストア
京都府知事(9)第01303号	シティ
四国財務局長(9)第00050号	株式会社フジ
東京都知事(5)第20840号	カシオリース株式会社
北海道知事(2)石第03048号	有限会社ゴーリキ

平成25年４月23日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31314号	株式会社スピードパートナーズ

平成25年３月19日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（除名）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(3)第29876号	株式会社ＵＣＳ（Ｕ－Finance）
大阪府知事(2)第12760号	井上商事

次の会員理事が平成25年４月17日付で退任。

役職	氏名
会員理事	久保　健

告示

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成25年５月22日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 25 年５月 22 日

国土交通大臣　太田　昭宏

記

改正された日本工業規格

鉄道車両用品―振動及び衝撃試験方法　Ｅ4031

鉄道車両―自動列車運転装置―試験方法　Ｅ6006

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省鉄道局技術企画課、各地方運輸局鉄道部及び沖縄総合事務局運輸部においても閲覧に供する。

裁判所

平成 25 年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、平成25年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）について、次のとおり告知する。

平成 25 年５月 22 日　最高裁判所

第１　試験の名称　平成25年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）

第２　対象官職　裁判所事務官の官職（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）に規定する標準的な官職が裁判所事務官である職制上の段階に属する官職をいう。）のうち、主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職

第３　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の１級５号俸の俸給が支給される。このほか、一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格

１　次に掲げる者

⑴　平成25年４月１日において高等学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していない者及び平成26年３月31日までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みがある者

⑵　最高裁判所が⑴に掲げる者に準ずると認める者

２　欠格事由　１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条に該当する者

第５　試験の種目並びに出題分野及び内容等

１　第１次試験　基礎能力試験及び作文試験とする。

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法

ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

イ　作文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。

なお、作文試験の評定結果は、第１次試験の合格者決定には反映させず、最終合格者の決定の際に、他の試験の成績と総合する。

⑶　試験期日　平成25年９月15日（日）